様式第五（第 11 条関係）

表

年　　月　　日発行第　　号（　　年　　月　　日まで有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

（写真）

海上運送法第 39 条の 37 第１項による立入検査証

（発　行　権　者）　　印

裏

海上運送法抜粋

（指定金融機関に対する報告の徴収等）

第三十九条の三十七　国土交通大臣及び財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から導入促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～五　（略）

六　第三十九条の三十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。